

# 姫路市職員採用試験案内

## 〔学芸員（美術）〕

### ■受付期間

令和4年 6月23日（木）～ 7月 7日（木）

### ■受験申込先

姫路市役所人事課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話番号 079（221）2172

ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/info/jinzai.html>



## 採用予定人数・職務内容

| 採用予定人数 | 職務内容                            |
|--------|---------------------------------|
| 1名     | 美術作品の教育普及、収集保存、企画展示、調査研究等の専門的業務 |

## 受験資格

| 受験資格要件   |
|--|
| 昭和39年（1964年）4月2日から昭和58年（1983年）4月1日までに生まれた人で、次の①と②の要件をいずれも満たす人<br>①学芸員の資格を有する人<br>②令和5年3月31日時点において学芸に関する職務経験年数が15年以上ある人<br>※注1、注2参照 |

注1 「学芸に関する職務経験」には美術館又は博物館の学芸部門における展覧会の企画及び実施、作品の収集、調査研究等の職務経験が該当します。

注2 職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。また、1年以上継続されていない職務経験については通算することができません。職務経験年数は、育児休業や休職等を除いた実勤務年数です。

### ■ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 受験手続

### ■ 申込方法と受付期間

|      |  |
|------|--|
| 申込方法 | 「兵庫県電子申請共同運営システム」を利用して、インターネットによる受験申込みができます。姫路市ホームページの「職員採用案内」のページにアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。                |
| 受付期間 | 6月23日（木）8時35分～7月7日（木）17時20分（受信完了分有効）<br>※申込内容に不備がある場合、7月8日（金）17時20分までに内容修正を行い、「受付通知」メールを受信したものに限り申込みを有効とします。 |

注1 **受験申込みはパソコン又はスマートフォンから行ってください。携帯電話（フィーチャーフォン）からは受験申込みできません。**

注2 申込みが行われた場合、「到達通知」のメールを登録されたメールアドレス宛てに送付します。なお、メールの受信制限を行っている場合、「[auto-hyogo@elg-front.jp](mailto:auto-hyogo@elg-front.jp)」、「[jinji@city.himeji.lg.jp](mailto:jinji@city.himeji.lg.jp)」からのメールを確実に受信できるようにしておいてください。メールの受信が確認できない場合は、姫路市役所人事課まで連絡してください。

注3 最終日は、システムが混み合うことなどにより、申請に時間がかかることがありますので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。

注4 パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは、「兵庫県電子申請共同運営システム」の動作環境についてのページで確認してください。

アドレス <https://shinsei-pref.elg-front.asp.lgwan.jp/hyogov24/shokuin/environment.html>

注5 使用されるパソコンの機種や通信回線上の障害等によるトラブルに関しては、一切責任を負いません。

注6 システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

### ■ 申込みに必要なもの

- ・エントリーシート（姫路市ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/info/jinzai.html>）から申込みページにアクセスし、ダウンロードしたものを使用してください。
- ・顔写真データ（上半身無帽、正面、申込前3月以内に撮影したもの）
  - ※ 無帽については、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う方である場合を除きます。
- ・受験資格確認書類データ（学芸員の資格を確認できるもの）
- ・個人のメールアドレス
- ・A4サイズの白色用紙にカラー印刷できるプリンター（受験票の印刷に必要です。）

## 第 1 次試験

### ■ 試験内容

エントリーシートによる書類選考により合格者を決定します。

### ■ 第 1 次試験の結果

令和 4 年 7 月中旬（予定）に受験者全員に通知します。

なお、姫路市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

## 第 2 次試験（第 1 次試験合格者に対して行います。）

### ■ 日時及び試験内容

| 試験予定日            | 試験内容 |
|------------------|------|
| 令和 4 年 7 月下旬（予定） | 個別面接 |

### ■ 第 2 次試験の結果

令和 4 年 8 月上旬（予定）に受験者全員に通知します。

なお、第 1 次試験同様、姫路市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

## 試験結果の開示

- この試験の結果については、姫路市個人情報保護条例第 2 4 条第 1 項の規定により簡易な開示の請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証、旅券等）を持参の上、**受験者本人が直接請求してください。**

| 試験区分               | 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間              | 開示場所     |
|--------------------|--------|------|-------------------|----------|
| 第 1 次試験<br>第 2 次試験 | 不合格者   | 総合順位 | 合格発表の日から<br>1 か月間 | 姫路市役所人事課 |

## 最終試験合格から採用まで

- 最終合格者については、令和 5 年 2 月頃に身体検査等を行い、採用者を決定します。  
採用は、同年 4 月 1 日付けになる予定です。
- 職務経歴年数の確認のため、採用までに本市所定の在職証明書を提出していただきます。
- 受験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合又は採用予定日までの間において、応募資格を満たさなくなった場合には、合格（採用）を取り消します。また、採用後に不正が判明した場合は、懲戒免職とします。

## 待遇

### ■ 給料

初任給は、本市の規程により、経歴等を勘案の上、決定します。

(4年制大学を卒業後受験資格要件②の実務経験年数15年を有し、40歳の場合、年収520万円程度)

注1 年収見込額には、給料、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当及び期末・勤勉手当が含まれます。ただし、採用後1年目の期末・勤勉手当は、在職期間に応じて減額されます。

注2 上記の額は令和4年4月1日現在の支給額であり、任用期間中、人事院勧告などを考慮し、変動することがあります。

### ■ 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

### ■ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

### ■ 勤務時間・休暇等

・勤務時間 8:35～17:20 (休憩時間12:00～13:00)

・休日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※勤務場所により上記と異なる場合があります。

### ■ 年金・健康保険等

厚生年金保険及び兵庫県市町村職員共済組合に加入します。

### ■ 休暇等

年次有給休暇の他に、夏季休暇、結婚休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、育児休業等の各種休暇・休業制度があり、安心して働くことのできる環境を整えています。

### ■ 研修

職場研修、職場外研修、自己研修、職員研修所研修、基本研修、特別研修等を計画的に実施し、人材育成に努めています。

### ■ 福利厚生事業

#### ・健康管理

定期健康診断やメンタルヘルス対策など、心身ともに健康な状態で働けるよう、職員の健康管理に努めています。

#### ・互助会

会員相互扶助の精神に基づき、各種サークル活動への助成等、職員のニーズやライフスタイルに応じた事業を行っています。